

ブレッツミニバスケットボールクラブ規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本クラブは、ブレッツミニバスケットボールクラブ (略称：ブレッツ M.B.C.) と称する

第2条 (目的)

本クラブは、ミニバスケットボールを通じて、青少年のスポーツ活動の振興を図り、会員の健全な心身を育成するとともに、地域社会における生涯スポーツの発展に寄与することを目的とする

第3条 (事業)

本クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) ミニバスケットボールの技術の習得及び支援
- (2) 他団体との交歓交流活動
- (3) その他目的達成のために必要な事項

第4条 (事務局)

本クラブの運営を統括し、第2条の目的を達成するための実質的作業をおこなう

本クラブの事務局は代表者が指示する場所におく

第2章 組織

第5条 (クラブの構成)

本クラブは、会員・指導者及びクラブの趣旨に賛同する者によって構成される

第6条 (運営機関)

本クラブの事業運営のため運営委員会を設置し、次の役員をおく

- 代表者 1名
- ヘッドコーチ(監督) 男女各1名、アシスタントコーチ 若干名
- 審判担当 1名
- 事務局長 1名
- コンプライアンス担当 1名
- 会計担当 1名

第3章 会員

第7条 (入会)

本クラブに入会を希望するものは、所定の手続きに従い会費を納入し、申し込むものとする

第8条 (退会)

退会届が本クラブに受理された場合や本会の目的に反する行動をとったものは、本クラブ会員としての資格を失う

第4章 指導者

第9条 (指導者)

本クラブは常任指導者をおく。指導者は代表者の推薦に基づいて委託されたもののみとする

第5章 会議

第10条 (運営委員会)

運営委員会は必要に応じて代表者が招集する

第6章 事故の責任

第11条 (事故の責任)

会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難・傷害等の事故が起きても、本クラブ並びに指導者に対し、一切の損害賠償責任を請求しないものとする

第12条 (スポーツ保険)

会員はスポーツ安全保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内のみで対応するものとし、費用は会費より支出する

第7章 細則

第13条 (細則)

この規定に定めのない事項及び運営上必要な細則は、運営委員会の決議によって定める

附則：この規約は平成29年7月1日より実施するものとする

令和2年4月1日改訂 (第1章 総則)

令和7年4月1日改定 (第1章 総則、第1条 名称)

活動細則

1. 活動及び運営に関する規定

- ① 会員は原則として、下広川小学校及び近隣の小学校に通う小学1年～6年の男女児童とします。
- ② 本クラブは、ボランティアによって運営されています、保護者の方でご協力できる方は積極的に申し出ください。

2. 会費に関する規定

- ① 入会金 …… 5,000円 入会時のみ（カード払い または コンビニ払い）
- ② 月会費 …… 3,000円 高中学年（3年生以上）
2,000円 低学年（2年生以下）
入会翌月より毎月26日決済（カード払い または 口座振替）
- ③ その他、規約第3条のために必要な費用を徴収する場合があります。
- ④ 会費は「会費ペイシステム」を利用します。（別途110円のシステム利用料がかかります）
入会を希望する場合、本クラブ側へ申出後会費ペイの入会申込WEBフォームよりお申込みください。
退会を希望する場合、退会する月の10日まで（例：5月で退会する場合、5月10日まで）に申請するものとします。
なお、11日以降に退会を申し込まれた場合、決済システムの都合上翌月分が引き落とされる場合があります。その場合翌月分の会費については、一切返金できません。

3. 活動及び活動日に関する規定

- ① 練習日、練習時間、練習場所は、原則以下のとおりとします。
 - ・毎週火・木曜日 午後5時30分～7時30分 下広川小学校体育館
 - ・その他、土曜日・日曜・祝日 不定期
- ② 他のチームとの交流会や大会等への参加はその要項に基づき参加します。
- ③ 大会や練習試合等の会員の移動のための車出しは保護者間で相互協力のもと行ってください。
送迎交通費を支払う場合
集合して行く場合（現地集合は除く）

送迎交通費	八女地区内	1日 300円
	筑後地区内	1日 500円
	遠距離（上記以外）	1km 10円（100円未満四捨五入）又は500円
	高速代	実費

4. 事故及び障害に関する規定

- ① 指導者は会員の安全・健康において十分な注意を払うが、事業実施中に発生した事故及び障害についての補償は一切本クラブで負う事はできない。スポーツ保険を適用するものとします。
- ② 交流試合等で引率した引率者及び自動車での移動の場合の運転者に対して、万が一事故が発生しても、一切の責任を問う事はできない。この事は入会届が出された時点で了承されているものとします。

5. 移籍および他クラブと重複所属の禁止

- ① 他クラブへの移籍は自由意志としますが、事前に本クラブ側へ相談してください。
- ② 本クラブと他クラブとの重複所属は原則禁止とします。ただし、個人スキルアップ目的のスクールやクリニック等は、本クラブ優先が条件で可としますが、事前に本クラブ側へ相談してください。

6. その他の規定

- ① 本クラブは、広川町公共施設利用団体に登録し、下広川小学校体育館を年間利用させて頂いているため、広川町および小学校行事等に協力できるものは率先して協力するものとします。
- ② ユニフォーム及びビブスについて（以下、「ユニフォーム等」という。）
ユニフォーム等はチーム所有のもので、使用に関しては大事に扱ってください。
※ユニフォーム等の取扱い（洗濯方法）
 - (1)洗濯機を使用する場合はユニフォームを裏返して洗濯ネットに入れ、「手洗いモード」や「弱モード」で丁寧に洗ってください。
 - (2)色移りの恐れがありますので、他の衣類とは一緒に洗濯しないでください。
 - (3)直射日光による色褪せを防ぐため、裏返しで影干して下さい。
 - (4)アイロンや乾燥機は高温のため、生地を傷めるので使用しないでください。

この細則は平成29年7月1日より実施するものとする

令和1年12月1日改訂（1.③、3.③、5.②）

令和2年7月1日改訂（2.①②④）

令和3年1月1日改訂（2.①）

令和5年4月1日改訂（2.①②）

令和6年4月1日改訂（2.①、3.③）

令和7年4月1日改定（5.①②）